

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 本業務実施にあたっては、水域利用者等と調整を図り、現場作業を終えること。
- 2 同時期に実施する下記業務について、相互に現地調整及び工程調整、情報共有を行うこと。
 - ・ R 7 徳土 徳島小松島港（中洲地区） 徳・中洲 測量業務
 - ・ R 7 徳土 徳島小松島港（中洲地区） 徳・中洲 地質調査業務
- 3 別紙「R 7 徳土 徳島小松島港（中洲地区） 徳・中洲 護岸修繕設計業務 特記仕様書」による。

R 7 徳土 徳島小松島港（中洲地区） 徳・中洲 護岸修繕設計業務 特記仕様書

1. 業務名称

R 7 徳土 徳島小松島港（中洲地区） 徳・中洲 護岸修繕設計業務

2. 業務の目的

本業務は、徳島小松島港（中洲地区）において、中洲護岸（施設番号：B-5-43、L=60m）を対象に、護岸修繕設計を実施するものである。

また、対象護岸前面に位置する中洲物揚場（施設番号：C-6-1）を対象に、過年度の点検診断結果を踏まえ、撤去方法の設計を実施するものである。

3. 業務内容

3-1 共通

(1) 打合せ

本業務の協議打合せは、業務着手時、中間 2 回、業務完了時の 4 回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

(2) 関係機関打合せ協議

護岸更新計画に当り、現在の船舶係留利用者と必要事項について協議する。

3-2 詳細設計業務

(3) 設計計画

設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な計画を立案する。

(4) 資料収集整理

建設当時の設計図書や工事記録、点検記録などの既存資料を収集・整理し、詳細設計の基礎資料とする。

(5) 現地調査

過年度調査結果（物揚場栈橋部）を参考に現地状況を把握する。また、護岸パラペット部については、港湾の施設の維持管理計画策定ガイドラインに基づき劣化調査（一般定期点検相当）を行う。

(6) 劣化度判定

過年度調査結果（物揚場栈橋部）および上記の現地調査結果を基に護岸全体の劣化度判定を行い、施設更新の理由を整理する。

(7) 土質資料整理解析

別途発注の地質調査業務成果を用いて土質資料（N=1 本、砂質土地盤）を整理・解析し、所要の土質条件を設定する。

(8) 設計条件の設定

自然条件、利用条件などの設計条件を整理・設定し、管理者と協議の上決定する。

(9) 照査用震度算定

一次元の地震応答解析により、レベル1地震動の照査震度を算出する。

(10) 比較構造諸元の検討

設計条件、性能規定、維持管理方針に基づいて、構造形式の異なる比較案を3案抽出し、抽出した構造形式の標準断面図、平面図等を作成する。

(11) 安定性の照査

設定した比較構造形式について、性能規定に基づき永続状態及び変動状態の安定性を照査する。

(12) 構造諸元の決定

設定した比較案について、概算数量及び概算工費の算定、各種要件（安定性、耐久性、経済性、施工性等）の検討を踏まえ、総合的な比較・検討を行い、最適構造断面を決定する。

(13) 細部設計

矢板式の上部工について配筋計算を行い、配筋仕様を決定する。

なお、構造諸元の比較検討の結果、矢板式以外となる場合は変更対象とする。

※対策工法について、矢板式護岸を想定している。

(14) 既設物揚場撤去検討

既設物揚場岸の撤去に関する施工方法の検討を行い、現地条件を踏まえた最適撤去工法の選定、施工フローの作成、周辺環境対策の立案、およびヤード計画を実施する。また、撤去に関する概算工事費を算出する。

(15) 図面作成

以上の設計内容に基づき、平面図、縦断面図、横断面図および詳細図等の工事に必要な設計図面を作成する。

(16) 数量計算

設計図面より、工事に必要な数量計算を行いとりまとめる。

(17) 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

(18) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。

また、調査・計画作業が終了後は、全ての内容について照査し、照査結果をまとめる。